

議案第90号

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び芽室町子ども医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び芽室町子ども医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いる等の方法により、保険医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

(芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いる等の方法により、保険医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、マイナンバーカードと医療費受給者証の一体化が推進されることから、関係条例を改正しようとするものであります。

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正) (受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条の規定により助成の資格の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、受給者証を提示するものとする。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いる等の方法により、保険医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 前条の規定により助成の資格の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、受給者証を提示するものとする。</p>

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び芽室町子ども医療費の助成  
に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正) (受給者証の提示)</p> <p>第5条 保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、受給者証を提示するものとする。<u>ただし、受給者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及びオンライン資格確認端末を用いる等の方法により、保険医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第5条 保護者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、受給者証を提示するものとする。</p>

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び芽室町子ども医療費の助成  
に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	